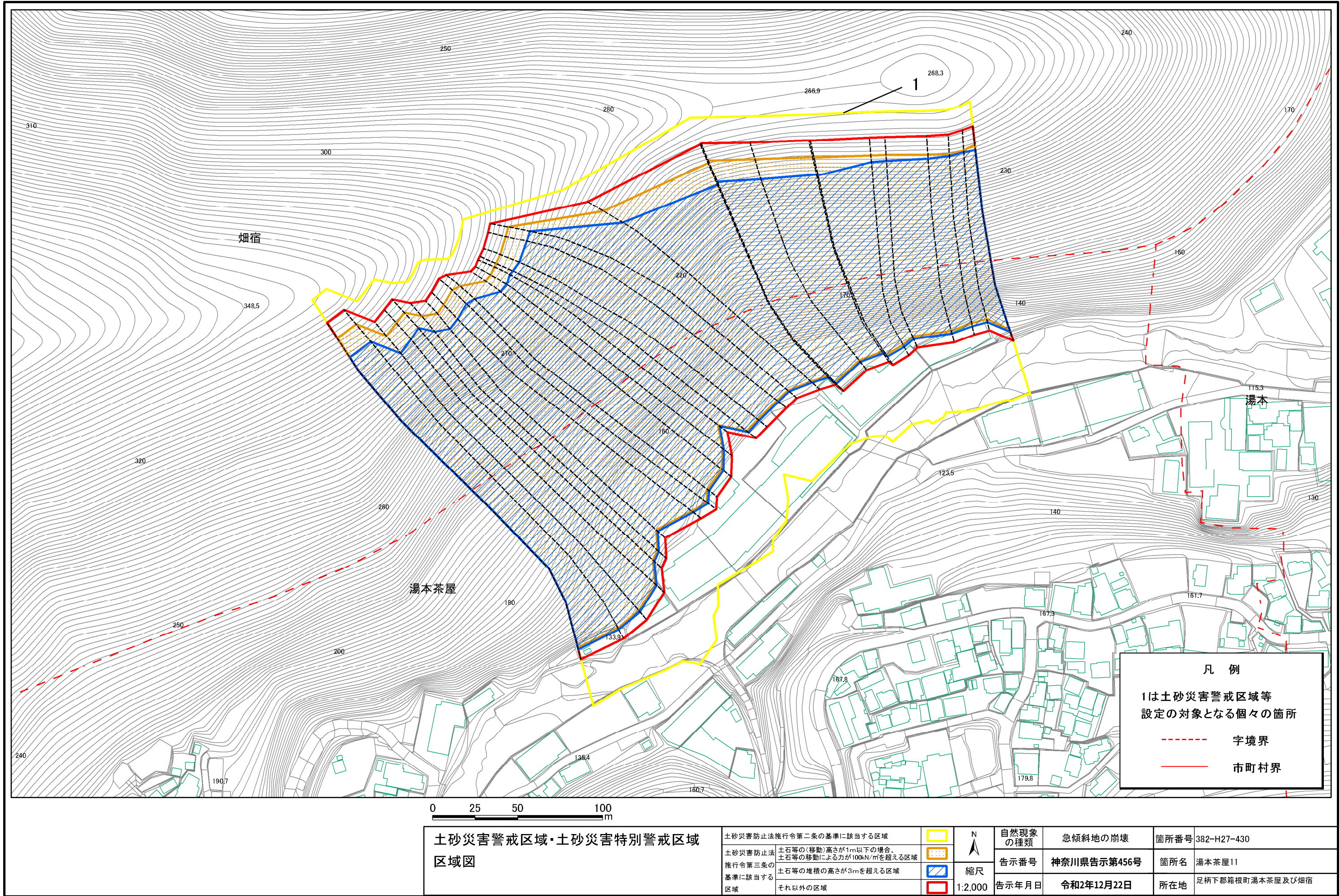


土砂災害警戒区域等指定図(その2-1)



土砂災害警戒区域等指定図(その2-2)



0 25 50 100
m

図中の数字は横断測線番号を示す

土砂災害特別警戒区域の区域区分図 (急傾斜地の崩壊に伴う土石等の移動により 建築物の地上部に作用すると想定される力)	土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域			 縮尺 1:2,000	自然現象 の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	382-H27-430-1
	土砂災害防止法 施行令第三条の 基準に該当する 区域	土石等の(移動)高さが1m以下の場合、 土石等の移動による力が100kN/m ² を超える区域			告示番号	神奈川県告示第456号	箇所名	湯本茶屋11-1
		それ以外の区域			告示年月日	令和2年12月22日	所在地	足柄下郡箱根町湯本茶屋及び畑宿

土砂災害警戒区域等指定図(その2-3)



0 25 50 100
m

図中の数字は横断測線番号を示す

土砂災害特別警戒区域の区域区分図 (急傾斜地の崩壊に伴う土石等の堆積により 建築物の地上部に作用すると想定される力)	土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域		N 縮尺 1:2,000	自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	382-H27-430-1
	土砂災害防止法施行令第三条の基準に該当する区域	土石等の堆積の高さが3mを超える区域		告示番号	神奈川県告示第456号	箇所名	湯本茶屋11-1
		それ以外の区域		告示年月日	令和2年12月22日	所在地	足柄下郡箱根町湯本茶屋及び畑宿

土砂災害警戒区域等指定図書(その3)

(1/1)

[illegible]